

平成29年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

平成29年6月6日提出

かすみがうら市

目 次

| | | |
|--------------|---|----|
| 1. 報告第 3 号 | 平成 28 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について | 1 |
| 2. 報告第 4 号 | 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について | 3 |
| 3. 報告第 5 号 | 平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について | 5 |
| 4. 報告第 6 号 | 専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 | 7 |
| 5. 承認第 1 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉 | 9 |
| 6. 承認第 2 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉 | 51 |
| 7. 議案第 26 号 | かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について | 55 |
| 8. 議案第 27 号 | かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 58 |
| 9. 議案第 28 号 | かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について | 59 |
| 10. 議案第 29 号 | 平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号） | 60 |

| | | | |
|--------------|-------------|-------|----|
| 11. 議案第 30 号 | 市道路線の認定について | …………… | 68 |
| 12. 議案第 31 号 | 市道路線の認定について | …………… | 71 |
| 13. 議案第 32 号 | 市道路線の認定について | …………… | 74 |

(参考資料)

| | | |
|--|-------|---------|
| ○ 付議事件（条例）条文新旧対照表 | …………… | 77～80 |
| ・ かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 新旧対照表 | | |
| かすみがうら市農業委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（附則第 2 項関係） | …………… | (77～79) |
| ・ かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表 | …………… | (79～80) |
| ・ かすみがうら市保育所設置条例 新旧対照表 | …………… | (80) |

報告第3号

平成28年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成28年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

平成28年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|--------|-------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 地域安全対策事業(政策) | 9,000,000 | 6,112,800 | | 3,056,000 | | | 3,056,800 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 住民基本台帳事業 | 3,325,000 | 3,325,000 | | 3,325,000 | | | 0 |
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 社会福祉施設整備事業(政策) | 22,500,000 | 22,500,000 | | | | | 22,500,000 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 道路維持管理事業(政策) | 24,516,000 | 24,516,000 | | 13,310,000 | | | 11,206,000 |
| | | 市道整備事業(政策) | 20,748,000 | 19,441,600 | | 9,377,000 | 6,900,000 | | 3,164,600 |
| | | 道整備交付金事業(政策) | 19,676,000 | 19,676,000 | | 7,395,000 | 6,600,000 | | 5,681,000 |
| | 3 都市計画費 | 街路整備事業(政策) | 230,643,000 | 217,997,600 | | 86,768,000 | 84,900,000 | | 46,329,600 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 美並小学校施設統合環境整備事業(政策) | 202,182,000 | 202,182,000 | | 31,089,000 | 162,300,000 | | 8,793,000 |
| | 3 中学校費 | 霞ヶ浦中学校施設統合環境整備事業(政策) | 213,965,000 | 213,965,000 | | 31,152,000 | 179,700,000 | | 3,113,000 |
| 合 計 | | | | 729,716,000 | | 185,472,000 | 440,400,000 | | 103,844,000 |

2

報告第4号

平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|--------|----------|---------------|------------|------------|-------------|--------------|------------|-----|---------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国 支出 金 | 地方債 | その他 | |
| 1 下水道費 | 2 下水道建設費 | 公共下水道整備事業(政策) | 23,303,000 | 20,354,200 | | 200,000 | 20,100,000 | | 54,200 |
| | | 流域下水道整備事業 | 8,679,000 | 8,679,000 | | | 8,300,000 | | 379,000 |
| 合計 | | | | 29,033,200 | | 200,000 | 28,400,000 | | 433,200 |

報告第5号

平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告する。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予 算 計上額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源 内 訳 | | 不用額 | 翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額 | 説明 |
|--------------|--------------|--|-----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|--------|--|----------------------------------|
| | | | | | | 企業債 | 当年度損 益勘定留 保資金 | | | |
| 1 資本的 支 出 | 1 建 設 改良費 | 28単独 第6号 配水管新設 工事（神立 停車場線） | 円 11,572,200 | 円 4,620,000 | 円 6,952,200 | 円 6,900,000 | 円 52,200 | 円 0 | 円 0 | 街路整備事業・公共 下水道事業の繰越に 伴う工期延長 |
| | | 28単独 第7号 配水管新設 工事（神立 停車場線） | 円 12,139,200 | 円 5,380,000 | 円 6,759,200 | 円 6,700,000 | 円 59,200 | 円 0 | 円 0 | 街路整備事業・公共 下水道事業の繰越に 伴う工期延長 |

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部を改正する必要が生じたため。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をもって制定したかすみがうら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

かすみがうら市長

平成29年かすみがうら市条例第10号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「納付書によつて」を「施行規則第22号の4様式による納付書により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加

え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項を削り、第6項を第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条に次の2項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改

め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番

号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前

項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した

金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出

された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (2) 附則第5条の規定 平成31年10月1日
- (3) 附則第10条の2第10項の次に2項を加える改正規定(同条第12項に係る部分に限る。) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項に

において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第3者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第3者（当該第3者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第3者が当該申出をしたときは、当該第3者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（市条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第3者は、当該申出を撤回することができない。

（かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成26年かすみがうら市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

| | | |
|-------------|---------|--------|
| 第82条第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,100円 |
| 第82条第2号ア（ウ） | 6,900円 | 5,500円 |
| ① | 10,800円 | 7,200円 |
| 第82条第2号ア（ウ） | 3,800円 | 3,000円 |
| ② | 5,000円 | 4,000円 |

| | | |
|-----------------------|----------|--|
| 附則第16条第1項 | 第82条 | 市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| 附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項 | 第2号ア(イ) | 市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ) |
| | 3,900円 | 3,100円 |
| 附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)①の項 | 第2号ア(ウ)① | 市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)① |
| | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| 附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)②の項 | 第2号ア(ウ)② | 市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)② |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |

かすみがうら市税条例 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|------------|------------|
| (所得割の課税標準) | (所得割の課税標準) |
| 第33条 (略) | 第33条 (略) |
| 2及び3 (略) | 2及び3 (略) |

| | |
|--|--|
| <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> | <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書</u>をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>特定配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> |
| <p>5 (略)</p> | <p>5 (略)</p> |
| <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむ</p> | <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書</u>をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める</p> |

| | |
|--|---|
| <p>を得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> | <p>ときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> |
| <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項の申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第6項の申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>法第2章第1節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 (略)</p> | <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項に規定する特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>同節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 (略)</p> |
| <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、</p> | <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、</p> |

第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定 **によって** 提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書 **によって** 納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人が、外国の法人税等を課された場合 **においては**、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより控除すべき額を、前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合 **においては**、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、**納付書によって** 納付しなければならない。

4 (略)

第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定 **により** 提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書 **により** 納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人が、外国の法人税等を課された場合 **には**、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより控除すべき額を、前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合 **には**、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。 **第 5 項第 1 号において同じ**。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、**施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により** 納付しなければならない。

4 (略)

| | |
|--|---|
| <p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> | <p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> |
| <p>(1)及び(2) (略)</p> | <p>(1)及び(2) (略)</p> |
| <p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75</p> | <p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 9 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75 条</p> |

条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして第18条の2の規定を適用することができる。

7 **法人税法第81条の22第1項の規定**によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することが

の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして第18条の2の規定を適用することができる。

7 **法人税法第81条の22第1項の規定**により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

| | |
|--|--|
| <p>できる。</p> | |
| <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> | <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> |
| <p>第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>によって</u>納付しなければならない。</p> | <p>第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>により</u>納付しなければならない。</p> |
| <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(同条第 23 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> | <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(同条第 23 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> |
| <p>3 (略)</p> | <p>3 (略)</p> |
| <p>4 第 2 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当</p> | <p>4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))</p> |

| | |
|--|--|
| <p>該<u>修正申告書が提出された</u>ときに限る。)は、当該<u>修正申告書の提出</u>により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該<u>修正申告書に係る更正</u>の通知をした日<u>まで</u>の期間</p> | <p>があつた後に、当該<u>増額更正があつた</u>ときに限る。)は、当該<u>増額更正</u>により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該<u>増額更正</u>の通知をした日(<u>法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日</u>)<u>まで</u>の期間</p> |
| <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法第349条の3、<u>第349条の4又は第349条の5</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、<u>第349条の4又は第349条の5</u>に定める額</p> | <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法第349条の3 <u>又は第349条の3の4から第349条の5まで</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3 <u>又は第349条の3の4から第</u></p> |

| | |
|---|---|
| とする。 9～10 (略) | <u>349条の5まで</u> に定める額とする。 9～10 (略) |
| | <u>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</u> <u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> |
| (施行規則 <u>第15条の3第2項</u> の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則 <u>第15条の3第2項</u> の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の <u>区分所有者全員の共有に属する共用部分</u> に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合 (4) (略) 2 (略) | (施行規則 <u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u> の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則 <u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u> の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合 (4) (略) 2 (略) |
| (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の <u>あん分</u> の申出) 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の <u>あん分</u> の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1 | (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の <u>按分</u> の申出) 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の <u>按分</u> の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月 |

月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により **あん分する** 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の **あん分の** 申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度(第 3 号及び第 74 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第 74 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 74 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(第 74 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日 **以後 3 年** を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により **按分する** 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の **按分の** 申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度(第 3 号及び第 74 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第 74 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 74 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(第 74 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日 **から起算して 3 年** を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度 **とし、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域(第 74 条の 2 において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 74 条の 2 において同じ。)**には、当該被

| | |
|--|--|
| <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により あん分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の あん分 の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p> | <p>災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により 按分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の 按分 の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p> |
| <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第 74 条の 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年で</p> | <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第 74 条の 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年で</p> |

あるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)」を加え、同項第2号中「本号」を「この号」に改め、同条第2項中「翌年度分又は翌々年度分」の下に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

あるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)を加え、同項第2号中「本号」を「この号」に改め、同条第2項中「翌年度分又は翌々年度分」の下に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

| | |
|--|--|
| <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 (略)</p> | <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 (略)</p> |
| <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 (略)</p> | <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 (略)</p> |
| <p><u>(読替規定)</u></p> <p>第10条 法附則第15条、第15条の2又は</p> | <p><u>(読替規定)</u></p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2</p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 5」とあるのは「若しくは第 349 条の 5 又は法附則第 15 条、第 15 条の 2 若しくは第 15 条の 3」とする。</u></p> | <p><u>までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。</u></p> |
| <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2～4 (略)</p> <p><u>5 法附則第 15 条第 40 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p> <p><u>6 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>7 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>8 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>9 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>10 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>11 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> | <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2～4 (略)</p> <p><u>5 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>6 法附則第 15 条第 32 項第 1 号イに規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>7 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ロに規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>8 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>9 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>10 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ハに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>11 法附則第 15 条第 44 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>12 法附則第 15 条第 45 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p> |
| <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 (略) 2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載</p> | <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 (略) 2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載</p> |

した申告書に施行規則**附則第7条第2項**に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令**附則第12条第21項第2号**に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 (略)

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令**附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される**同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第24項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

した申告書に施行規則**附則第7条第3項**に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令**附則第12条第21項第1号ロ**に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 (略)

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令**附則第12条第24項において準用する**同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第26項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了

した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び

| | |
|--|---|
| <p>9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> | <p>令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由</p> <p>11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> |
| <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に</p> | <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第 5 項を除く。)において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句</p> |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> | <p>は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> |
| <p>4 (略)</p> | <p>4 (略)</p> <p>5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| | <p><u>場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> |
| <p>第 16 条の 2 <u>削除</u></p> | <p><u>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第 87 条及び第 88 条の規定を除く。)を適用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納</u></p> |

| | |
|---|---|
| | <p><u>付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p> |
| <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 16 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する<u>申告書</u>を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>第 33 条第 1 項</u>及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> | <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 16 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する<u>特定配当等申告書</u>を提出した場合(<u>次に掲げる場合を除く。)</u>に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>同条第 1 項</u>及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p><u>(1) 第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>3 (略)</p> | <p><u>(2) 第 33 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 昭和 63 年度から<u>平成 29 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(<u>法附則第 34 条の 2 第 4 項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を<u>除く。以下この条</u>において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>平成 29 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法</p> | <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 昭和 63 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(<u>法附則第 34 条の 2 第 1 項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を<u>除く。次項</u>において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>前条第 1 項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ、</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法</p> |

| | |
|--|---|
| <p>附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この条において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 9 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> | <p>附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この条において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> | <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</p> <p>(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合にお</p> |

| | |
|--|--|
| 5 (略) | <u>ける当該確定申告書に限る。)</u> 5 (略) |
| <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 3 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき<u>(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>に限り、適用する。</p> | <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 3 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき<u>(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>に限り、適用する。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> |
| 5 (略) | 5 (略) |
| 6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 3 第 3 項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年 | 6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 3 第 3 項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年 |

の翌年の4月1日の属する年度分の**第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)**にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(**これらの申告書**にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

の翌年の4月1日の属する年度分の**同条第4項に規定する条約適用配当等申告書。**)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(**条約適用配当等申告書**にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第5条関係)

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>附 則(平成27年3月31日条例第21号)第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と</p> | <p>附 則(平成27年3月31日条例第21号)第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄</p> |

| | | | | | |
|-------------------------------|-----------------|---|---------------------|----------------|---|
| する。 | | | に掲げる字句とする。 | | |
| <u>新条例第82条第2号7</u> | <u>3,900円</u> | <u>3,100円</u> | <u>第82条第2号7(イ)</u> | <u>3,900円</u> | <u>3,100円</u> |
| | <u>6,900円</u> | <u>5,500円</u> | <u>第82条第2号7(ウ)①</u> | <u>6,900円</u> | <u>5,500円</u> |
| | <u>10,800円</u> | <u>7,200円</u> | <u>第82条第2号7(ウ)②</u> | <u>10,800円</u> | <u>7,200円</u> |
| | <u>3,800円</u> | <u>3,000円</u> | <u>附則第16条第1項</u> | <u>3,800円</u> | <u>3,000円</u> |
| | <u>5,000円</u> | <u>4,000円</u> | | <u>5,000円</u> | <u>4,000円</u> |
| <u>新条例附則第16条第1項の表以外の部分</u> | <u>第82条</u> | <u>市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条</u> | <u>第82条</u> | | <u>市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条</u> |
| <u>新条例附則第16条第1項の表第82条第2号7</u> | <u>第82条第2号7</u> | <u>市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7</u> | <u>第2号7(イ)</u> | | <u>市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7(イ)</u> |
| | <u>3,900円</u> | <u>3,100円</u> | | <u>3,900円</u> | <u>3,100円</u> |
| | <u>6,900円</u> | <u>5,500円</u> | | | |
| | <u>10,800円</u> | <u>7,200円</u> | | | |
| | <u>3,800円</u> | <u>3,000円</u> | | | |
| | <u>5,000円</u> | <u>4,000円</u> | | | |
| | | | <u>第2号7(ウ)①</u> | | <u>市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7(ウ)①</u> |
| | | | | <u>6,900円</u> | <u>5,500円</u> |
| | | | | <u>10,800円</u> | <u>7,200円</u> |

| | | | |
|--|--|------------------------|--|
| | <u>附則第 16 条第 1 項 の表第 2 号7(ウ)② の項</u> | <u>第 2 号7(ウ) ②</u> | <u>市税条例等 の一部を改 正する条例 附則第6条の 規定により 読み替えて 適用される 第 82 条第 2 号7(ウ)②</u> |
| | | <u>3,800 円</u> | <u>3,000 円</u> |
| | | <u>5,000 円</u> | <u>4,000 円</u> |

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をもって制定したかすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月31日

かすみがうら市長

平成29年かすみがうら市条例第11号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第27条第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

| | |
|---|--|
| <p>第27条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> | <p>第27条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> |
| | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> |

議案第26号

かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
定数に関する条例の制定について

かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例を次のとおり制定する。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）
第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、かすみがうら市農業委員
会の委員（以下「農業委員」という。）及びかすみがうら市農地利用最適化推
進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、15人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、11人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年3月28日から施行する。

(かすみがうら市農業委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 かすみがうら市農業委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「農業委員会の委員」を「農業委員会の委員等」に改める。

第1条第1項中「会長、会長代理者及び委員」を「会長、会長代理者、委員及び推進委員（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員をいう。以下同じ。）」に、同条第2項中「会長、会長代理者には」を「会長及び会長代理者には」に、「選挙」を「選出」に、「委員には」を「委員及び推進委員には」に、「会長、会長代理者及び委員」を「会長、会長代理者、委員及び推進委員」に、同条第3項中「会長、会長代理及び委員」を「会長、会長代理者、委員及び推進委員」に改める。

第2条中「会長、会長代理者及び委員」を「会長、会長代理者、委員及び推進委員」に改める。

別表第1を次のように改める。

| 区分 | 報酬 |
|-------|---|
| 会長 | 毎月46,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。 |
| 会長代理者 | 毎月45,500円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内 |

| | |
|------|---|
| | で市規則で定める方法により算出した額を支給する。 |
| 委員 | 毎月45,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。 |
| 推進委員 | 毎月35,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。 |

議案第 27 号

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に
について

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定す
る。

平成 29 年 6 月 6 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人情報保護条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 14 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において
準用する場合を含む。)」を加える。

第 26 条の 2 第 2 号中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に
「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情
報提供者」を、「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準
用する場合を含む。)」を加える。

第 28 条の 2 第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 6 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例

かすみがうら市保育所設置条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 92 号）
の一部を次のように改正する。

別表（第 2 条関係）中かすみがうら市立さくら保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第29号

平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,875千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,700,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正費」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|-------------|------------|---------|------------|
| 14 国 庫 支 出 金 | | 2,156,579 | 82,007 | 2,238,586 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 581,154 | 82,007 | 663,161 |
| 18 繰 入 金 | | 719,138 | 4,967 | 724,105 |
| | 1 基 金 繰 入 金 | 719,135 | 4,967 | 724,102 |
| 19 繰 越 金 | | 150,000 | 28,801 | 178,801 |
| | 1 繰 越 金 | 150,000 | 28,801 | 178,801 |
| 20 諸 収 入 | | 159,686 | 11,900 | 171,586 |
| | 5 雑 入 | 124,152 | 11,900 | 136,052 |
| 21 市 債 | | 1,584,100 | 123,200 | 1,707,300 |
| | 1 市 債 | 1,584,100 | 123,200 | 1,707,300 |
| 歳 入 合 計 | | 16,450,000 | 250,875 | 16,700,875 |

歳 出 (単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|----------|------------|---------|------------|
| 2 総務費 | | 1,895,156 | 13,615 | 1,908,771 |
| | 1 総務管理費 | 1,563,737 | 13,615 | 1,577,352 |
| 3 民生費 | | 6,036,221 | 64,340 | 6,100,561 |
| | 2 児童福祉費 | 2,374,648 | 64,340 | 2,438,988 |
| 9 消防費 | | 897,392 | 167,790 | 1,065,182 |
| | 1 消防費 | 897,392 | 167,790 | 1,065,182 |
| 10 教育費 | | 1,304,768 | 5,130 | 1,309,898 |
| | 2 小学校教育費 | 462,423 | 5,130 | 467,553 |
| 歳出合計 | | 16,450,000 | 250,875 | 16,700,875 |

第 2 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|--------------|------------|---|--|
| 消防自動車整備事業債 | 1 2 3, 2 0 0 | 普通貸借又は証券発行 | 3. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------------------|------------|---------|------------|
| 1 市 税 | 5,443,052 | 0 | 5,443,052 |
| 2 地 方 譲 与 税 | 235,000 | 0 | 235,000 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | 5,000 | 0 | 5,000 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | 28,000 | 0 | 28,000 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 15,000 | 0 | 15,000 |
| 6 地 方 消 費 税 交 付 金 | 644,000 | 0 | 644,000 |
| 7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 110,000 | 0 | 110,000 |
| 8 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 30,000 | 0 | 30,000 |
| 9 地 方 特 例 交 付 金 | 15,000 | 0 | 15,000 |
| 10 地 方 交 付 税 | 3,650,000 | 0 | 3,650,000 |
| 11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 7,171 | 0 | 7,171 |
| 12 分 担 金 及 び 負 担 金 | 222,917 | 0 | 222,917 |
| 13 使 用 料 及 び 手 数 料 | 54,084 | 0 | 54,084 |
| 14 国 庫 支 出 金 | 2,156,579 | 82,007 | 2,238,586 |
| 15 県 支 出 金 | 1,213,041 | 0 | 1,213,041 |
| 16 財 産 収 入 | 8,231 | 0 | 8,231 |
| 17 寄 附 金 | 1 | 0 | 1 |
| 18 繰 入 金 | 719,138 | 4,967 | 724,105 |
| 19 繰 越 金 | 150,000 | 28,801 | 178,801 |
| 20 諸 収 入 | 159,686 | 11,900 | 171,586 |
| 21 市 債 | 1,584,100 | 123,200 | 1,707,300 |
| 歳 入 合 計 | 16,450,000 | 250,875 | 16,700,875 |

64

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | |
|---------------|------------|---------|------------|----------|---------|--------|---------|--|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 | |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 1 議 会 費 | 142,732 | 0 | 142,732 | | | | | |
| 2 総 務 費 | 1,895,156 | 13,615 | 1,908,771 | 402 | | 10,900 | 2,313 | |
| 3 民 生 費 | 6,036,221 | 64,340 | 6,100,561 | 39,382 | | 4,967 | 19,991 | |
| 4 衛 生 費 | 1,042,296 | 0 | 1,042,296 | | | | | |
| 5 労 働 費 | 23,247 | 0 | 23,247 | | | | | |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 645,476 | 0 | 645,476 | | | | | |
| 7 商 工 費 | 298,548 | 0 | 298,548 | | | | | |
| 8 土 木 費 | 1,965,045 | 0 | 1,965,045 | | | | | |
| 9 消 防 費 | 897,392 | 167,790 | 1,065,182 | 42,223 | 123,200 | 1,000 | 1,367 | |
| 10 教 育 費 | 1,304,768 | 5,130 | 1,309,898 | | | | 5,130 | |
| 11 災 害 復 旧 費 | 2 | 0 | 2 | | | | | |
| 12 公 債 費 | 2,169,117 | 0 | 2,169,117 | | | | | |
| 13 予 備 費 | 30,000 | 0 | 30,000 | | | | | |
| 歳 出 合 計 | 16,450,000 | 250,875 | 16,700,875 | 82,007 | 123,200 | 16,867 | 28,801 | |

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|------------|---------|--------|---------|------------|--------|-------------------------------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 総務費国庫補助金 | 105,058 | 402 | 105,460 | 1 総務費補助金 | 402 | 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省) |
| 2 民生費国庫補助金 | 216,171 | 39,382 | 255,553 | 2 児童福祉費補助金 | 39,382 | 保育所等整備交付金 |
| 8 消防費国庫補助金 | 0 | 42,223 | 42,223 | 1 消防費補助金 | 42,223 | 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金 |
| 計 | 581,154 | 82,007 | 663,161 | | | |

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

| | | | | | | |
|----------------------|---------|-------|---------|-----------------------|-------|--------------|
| 5 公共施設等整備基金 繰 入 金 | 21,485 | 4,967 | 26,452 | 1 公共施設等整備基 金 繰 入 金 | 4,967 | さくら保育所管理運営事業 |
| 計 | 719,135 | 4,967 | 724,102 | | | |

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

| | | | | | | |
|---------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|
| 1 繰 越 金 | 150,000 | 28,801 | 178,801 | 1 繰 越 金 | 28,801 | 前年度繰越金 |
| 計 | 150,000 | 28,801 | 178,801 | | | |

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

| | | | | | | |
|-------|---------|--------|---------|-------|--------|-------------------|
| 7 雑 入 | 84,294 | 11,900 | 96,194 | 1 雑 入 | 11,900 | 自治総合センターコミュニティ助成金 |
| 計 | 124,152 | 11,900 | 136,052 | | | |

(款) 21 市債

(項) 1 市債

| | | | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|-------------------|---------|------------|
| 3 消 防 債 | 32,900 | 123,200 | 156,100 | 3 消防自動車整備事 業 債 | 123,200 | 消防自動車整備事業債 |
| 計 | 1,584,100 | 123,200 | 1,707,300 | | | |

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | | |
|----------|-----------|--------|-----------|----------|-----|--------|-------------|----------------|--------|--|---------------------------|
| | | | | 特定財源 | | | 一 財 源 | 区 分 | | 金 額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 10 自治振興費 | 16,166 | 13,183 | 29,349 | | | 10,900 | 2,283 | 19 負担金、補助及び交付金 | 13,183 | 03 自治振興事業(政策) 19 自治総合センターコミュニティ助成金 19 地域集会施設整備費補助金 | 13,183 10,900 2,283 |
| 11 情報管理費 | 154,351 | 432 | 154,783 | 402 | | | 30 | 13 委託料 | 432 | 04 基幹系電算システム管理事業 13 マイナンバーシステム改修業務委託 | 432 432 |
| 計 | 1,563,737 | 13,615 | 1,577,352 | 402 | | 10,900 | 2,313 | | | | |

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|--------|--|-------|--------|------------------|--------------|---|-----------------------|
| 3 保育所費 | 461,712 | 5,267 | 466,979 | | | 4,967 | 300 | 11 需用費 13 委託料 | 300 4,967 | 07 さくら保育所管理運営事業 11 消耗品費 13 施設解体工事設計業務委託 | 5,267 300 4,967 |
| 4 児童福祉施設費 | 815,928 | 59,073 | 875,001 | 39,382 | | | 19,691 | 19 負担金、補助及び交付金 | 59,073 | 04 私立保育所事業(政策) 19 保育所等整備交付金 | 59,073 59,073 |
| 計 | 2,374,648 | 64,340 | 2,438,988 | 39,382 | | 4,967 | 19,991 | | | | |

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|---------|-----------|--------|---------|-------|-------|--------------------|------------------|--|-----------------------------|
| 1 常備消防費 | 678,678 | 1,047 | 679,725 | | | 1,000 | 47 | 18 備品購入費 | 1,047 | 04 常備消防事業(政策) 18 少年消防クラブ育成事業用備品 | 1,047 1,047 |
| 3 消防施設整備費 | 28,985 | 166,743 | 195,728 | 42,223 | 123,200 | | 1,320 | 13 委託料 18 備品購入費 | 1,290 165,453 | 02 消防車両整備事業(政策) 13 車載無線機・車両運用端末装置設置業務委託 18 救助工作車 | 166,743 1,290 165,453 |
| 計 | 897,392 | 167,790 | 1,065,182 | 42,223 | 123,200 | 1,000 | 1,367 | | | | |

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

| | | | | | | | | | | | |
|----------|---------|-------|---------|--|--|--|-------|--------|-------|--|----------------|
| 3 小学校整備費 | 85,983 | 5,130 | 91,113 | | | | 5,130 | 13 委託料 | 5,130 | 15 千代田中学校区統合小学校環境整備事業(政策) 13 千代田中学校区統合小学校整備基本計画業務委託 | 5,130 5,130 |
| 計 | 462,423 | 5,130 | 467,553 | | | | 5,130 | | | | |

議案第30号

市道路線の認定について

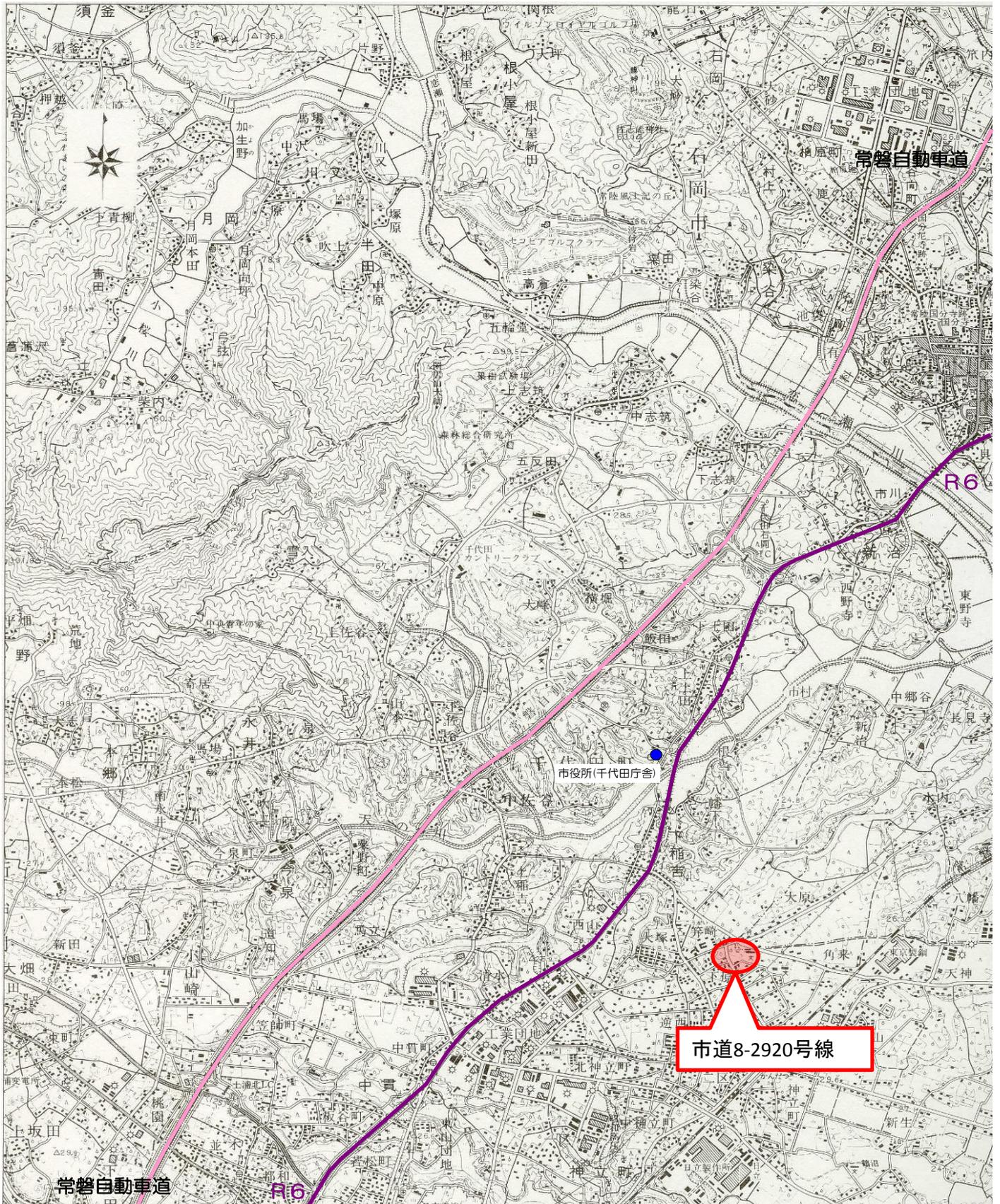
次のとおり、市道に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

| 路線名 | | 道路区域(区間) | | 敷地の幅員 | 総延長 |
|-----|--------|-------------------|-------------------|--------------|--------|
| 種別 | 番号 | 起点側(地番) | 終点側(地番) | 最小～最大 (m) | (m) |
| その他 | 8-2920 | 稲吉東六丁目 3745番11 | 稲吉東六丁目 3745番10 | 6.00～10.28 | 113.48 |

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第 31 号

市道路線の認定について

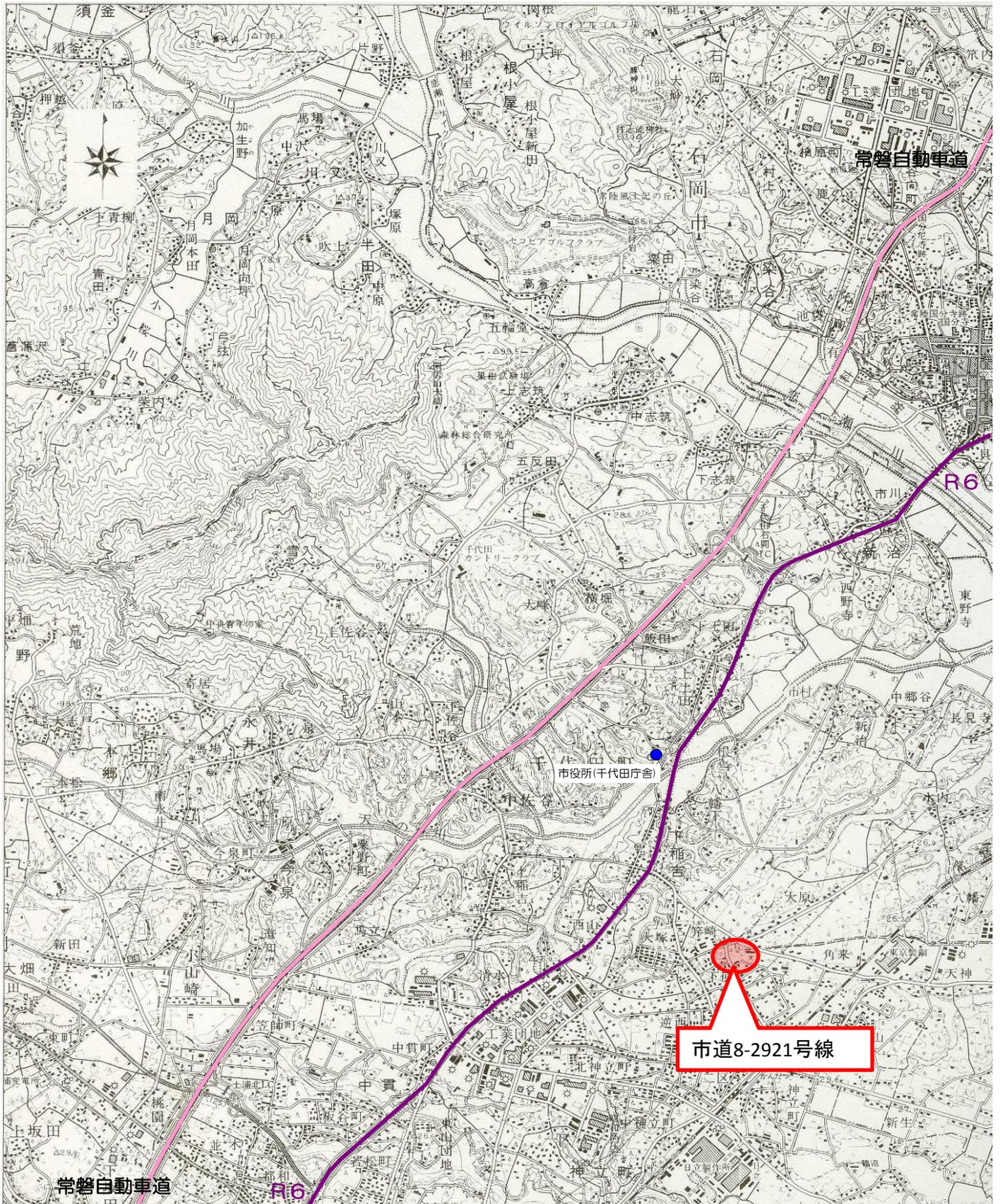
次のとおり、市道に認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 6 日提出

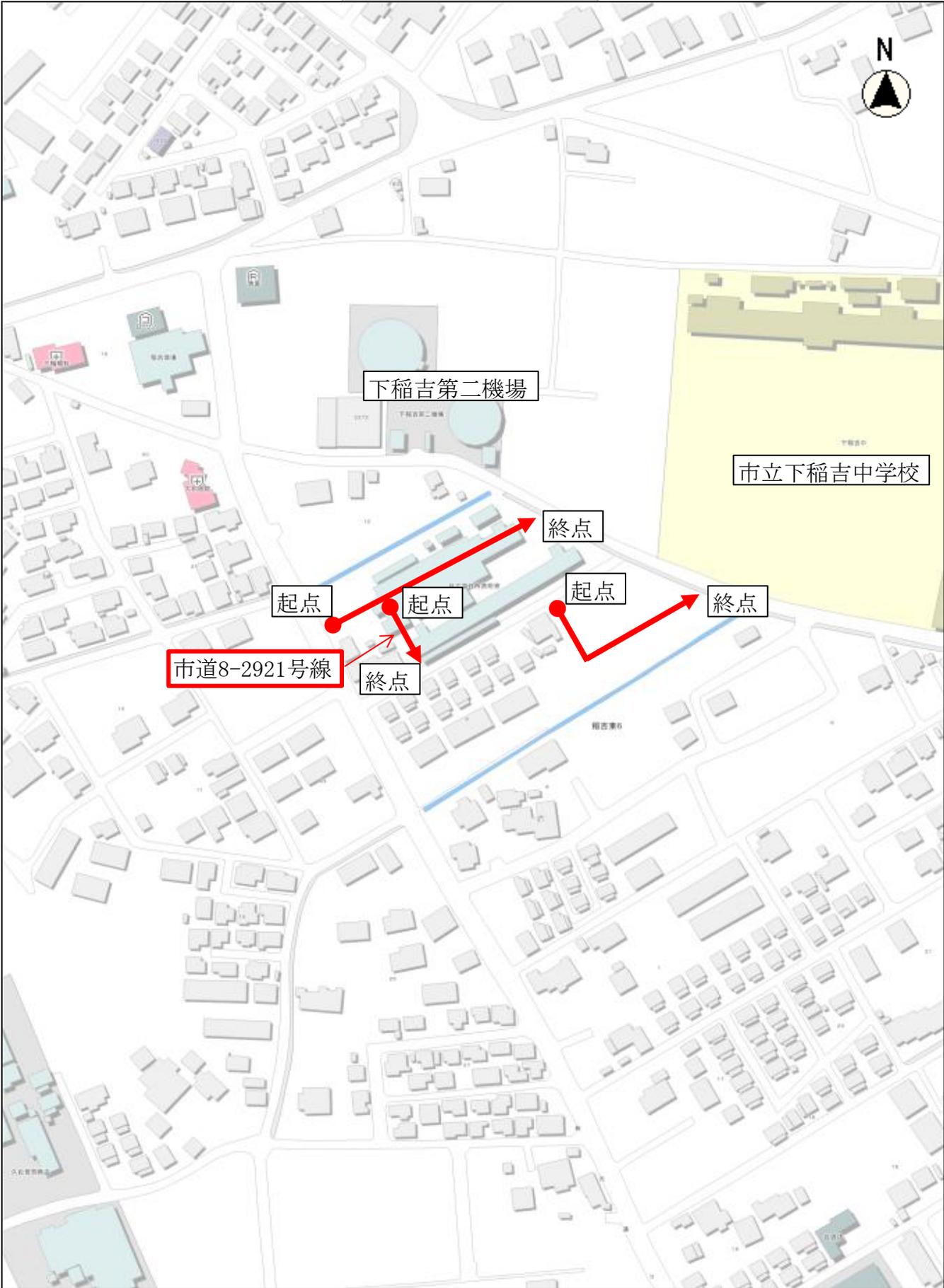
かすみがうら市長 坪 井 透

| 路線名 | | 道路区域(区間) | | 敷地の幅員 | 総延長 |
|-----|--------|---------------------|--------------------|--------------|-------|
| 種別 | 番号 | 起点側(地番) | 終点側(地番) | 最小～最大 (m) | (m) |
| その他 | 8-2921 | 稲吉東六丁目 3745 番 19 | 稲吉東六丁目 3745 番 8 | 6.00～10.30 | 29.76 |

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第 32 号

市道路線の認定について

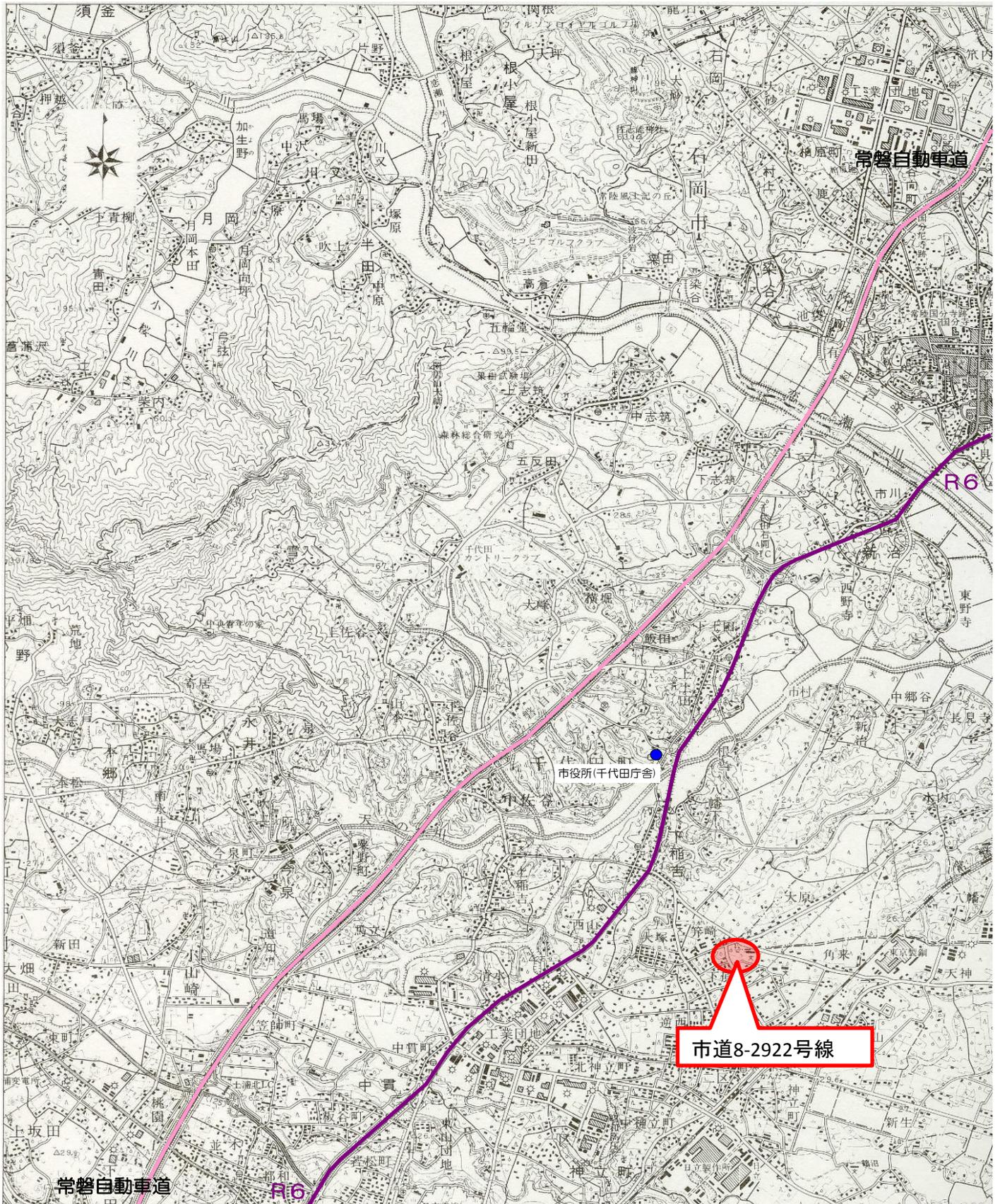
次のとおり、市道に認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 6 日提出

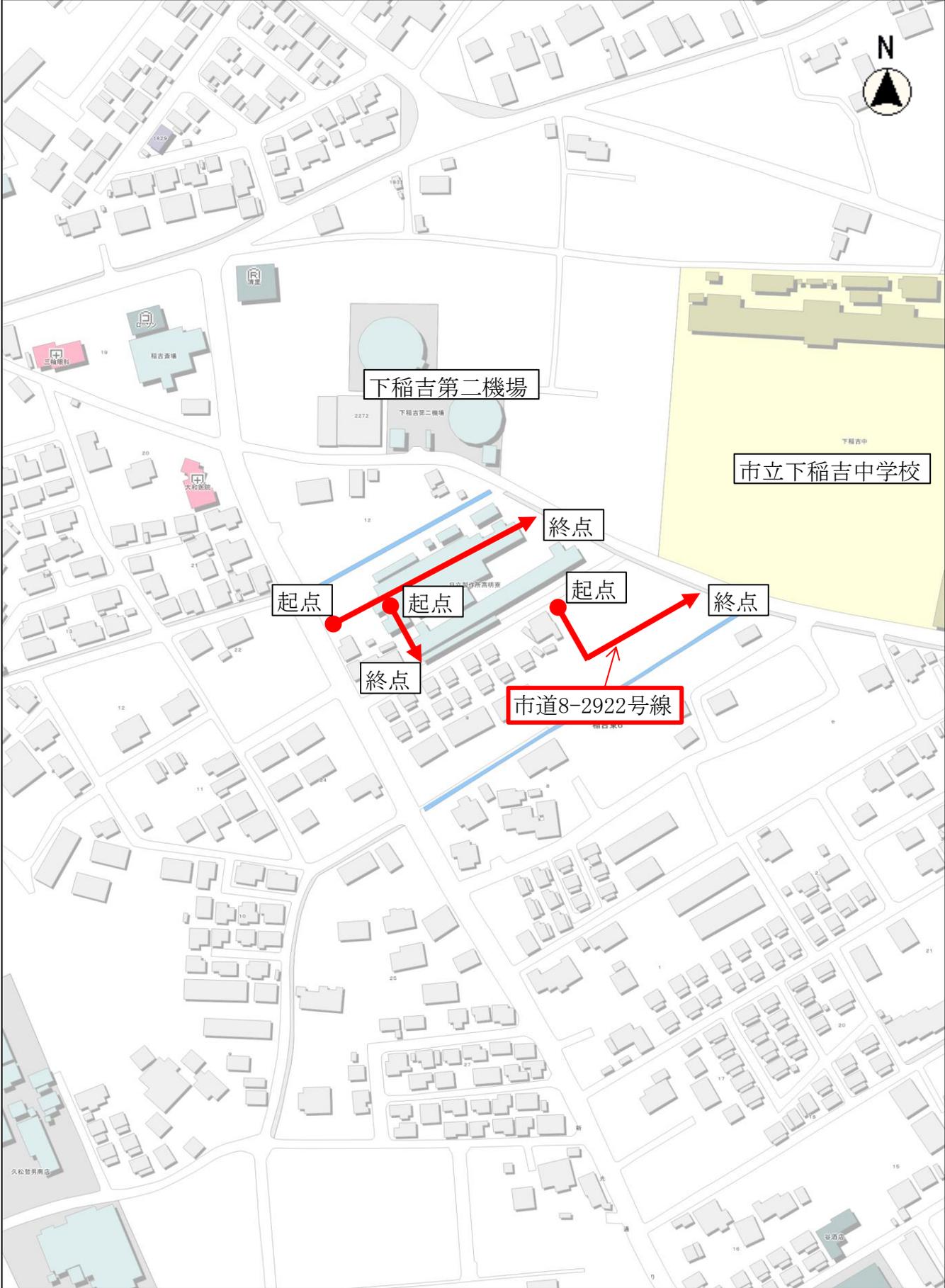
かすみがうら市長 坪井 透

| 路線名 | | 道路区域(区間) | | 敷地の幅員 | 総延長 |
|-----|--------|---------------------|---------------------|--------------|-------|
| 種別 | 番号 | 起点側(地番) | 終点側(地番) | 最小～最大 (m) | (m) |
| その他 | 8-2922 | 稲吉東六丁目 3752 番 15 | 稲吉東六丁目 3752 番 28 | 6.00～10.31 | 96.34 |

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市農業委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| かすみがうら市 <u>農業委員会の委員</u> の報酬及び費用弁償に関する条例 | かすみがうら市 <u>農業委員会の委員等</u> の報酬及び費用弁償に関する条例 |
| (報酬) 第1条 農業委員会の <u>会長、会長代理者及び委員</u> の報酬は、別表第1のとおりとする。 | (報酬) 第1条 農業委員会の <u>会長、会長代理者、委員及び推進委員(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員をいう。以下同じ。)</u> の報酬は、別表第1のとおりとする。 |
| 2 <u>会長、会長代理者</u> にはその <u>選挙</u> された当月分から、 <u>委員</u> にはその職について当月分からそれぞれ報酬を支給し、 <u>会長、会長代理者及び委員</u> が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は委員会の解散によりその職をはなれたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合にも重複して支給をしない。 | 2 <u>会長及び会長代理者</u> にはその <u>選出</u> された当月分から、 <u>委員及び推進委員</u> にはその職について当月分からそれぞれ報酬を支給し、 <u>会長、会長代理者、委員及び推進委員</u> が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は委員会の解散によりその職をはなれたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合にも重複して支給をしない。 |
| 3 前項の規定にかかわらず、 <u>会長、会長代理者及び委員</u> の報酬の支給については、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬の額は、その月の日数を基礎として日割計算により支給する。 | 3 前項の規定にかかわらず、 <u>会長、会長代理者、委員及び推進委員</u> の報酬の支給については、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬の額は、その月の日数を基礎として日割計算により支給する。 |
| 4 (略) | 4 (略) |
| (費用弁償) 第2条 <u>会長、会長代理者及び委員</u> が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 | (費用弁償) 第2条 <u>会長、会長代理者、委員及び推進委員</u> が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 |
| 2及び3 (略) | 2及び3 (略) |

| | |
|---|--|
| 4 内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2の定額による。 この場合において、かすみがうら市職員の旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第49号)第17条第2項及び第18条第2項の規定は、 会長、会長代理者及び委員 について準用する。 | 4 内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2の定額による。 この場合において、かすみがうら市職員の旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第49号)第17条第2項及び第18条第2項の規定は、 会長、会長代理者、委員及び推進委員 について準用する。 |
| 5 (略) | 5 (略) |
| 6 前4項に定めるもののほか、 会長、会長代理者及び委員 に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。 | 6 前4項に定めるもののほか、 会長、会長代理者、委員及び推進委員 に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。 |
| 7 (略) | 7 (略) |

| 別表第1(第1条関係) | 別表第1(第1条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|----|---------|-------|---------|----|---------|--|----|----|----|---|-------|---|----|--|
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>会長代理者</td> <td>51,500円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>51,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 報酬月額 | 会長 | 52,000円 | 会長代理者 | 51,500円 | 委員 | 51,000円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>毎月46,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。</td> </tr> <tr> <td>会長代理者</td> <td>毎月45,500円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>毎月45,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 報酬 | 会長 | 毎月46,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。 | 会長代理者 | 毎月45,500円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。 | 委員 | 毎月45,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により |
| 区分 | 報酬月額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会長 | 52,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会長代理者 | 51,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委員 | 51,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 報酬 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会長 | 毎月46,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会長代理者 | 毎月45,500円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委員 | 毎月45,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------------|--|
| | <u>算出した額を支給する。</u> |
| <u>推進委員</u> | <u>毎月35,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。</u> |

かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(<u>これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。</u>)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> |
| <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第 26 条の 2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者<u>又は</u>情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p> | <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第 26 条の 2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者<u>若しくは</u>情報提供者<u>又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(<u>これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。</u>)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p> |
| <p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第 28 条の 2 (略)</p> | <p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第 28 条の 2 (略)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> | <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> |
| <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | |

かすみがうら市保育所設置条例 新旧対照表

| 改正前 | | 改正後 | |
|-----------------------------------|--|--|-------------------------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| かすみがうら市 立第一保育所 | かすみがうら市深谷 3667 番地 | かすみがうら市 立第一保育所 | かすみがうら市深谷 3667 番地 |
| かすみがうら市 立やまゆり保育 所 | かすみがうら市五反田 298 番地 20 | かすみがうら市 立やまゆり保育 所 | かすみがうら市五反田 298 番地 20 |
| <u>かすみがうら市 立さくら保育所</u> | <u>かすみがうら市稲吉三 丁目 6 番 10 号</u> | かすみがうら市 立わかぐり保育 所 | かすみがうら市下稲吉 519 番地 2 |
| かすみがうら市 立わかぐり保育 所 | かすみがうら市下稲吉 519 番地 2 | | |
| | | <p>附 則 <u>この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> | |

平成29年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成29年6月21日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 33 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
（ 中 島 和 彦 ） …………… 1
2. 議案第 34 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
（ 坂 本 雅 子 ） …………… 2

議案第33号

かすみがうら市教育委員会委員の任命について

かすみがうら市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月21日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 住 所 かすみがうら市下志筑 [REDACTED]
- 2 氏 名 中 島 和 彦
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第34号

かすみがうら市教育委員会委員の任命について

かすみがうら市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月21日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 住 所 かすみがうら市上大堤■■■■■
- 2 氏 名 坂 本 雅 子
- 3 生年月日 ■■■■■■■■■■

平成29年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成29年6月21日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 35 号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(大 橋 稔) 1
2. 議案第 36 号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(漆 野 利 雄) 2
3. 議案第 37 号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(屋 城 里 子) 3
4. 議案第 38 号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(大 川 博) 4

議案第35号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月21日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 住 所 かすみがうら市稲吉南 [REDACTED]
- 2 氏 名 大 橋 稔
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第36号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月21日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 住 所 かすみがうら市穴倉 XXXXXXXXXX
- 2 氏 名 漆 野 利 雄
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第37号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月21日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 住 所 かすみがうら市下稻吉 [REDACTED]
- 2 氏 名 屋 城 里 子
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第38号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月21日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 住 所 かすみがうら市深谷 [REDACTED]
- 2 氏 名 大 川 博
- 3 生年月日 [REDACTED]

平成29年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成29年6月21日提出

かすみがうら市

目 次

| | | |
|------------|-------------------|---------|
| 1. 諮問第 3 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について | |
| | (福 田 與兵衛) | 1 |
| 2. 諮問第 4 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について | |
| | (坂 本 一 衛) | 2 |
| 3. 諮問第 5 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について | |
| | (木 川 智恵子) | 3 |

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年6月21日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 住 所 かすみがうら市牛渡 [REDACTED]
- 2 氏 名 福 田 與 兵 衛
- 3 生年月日 [REDACTED]

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年6月21日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 住 所 かすみがうら市加茂 [REDACTED]
- 2 氏 名 坂 本 一 衛
- 3 生年月日 [REDACTED]

諮問第5号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年6月21日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 住 所 かすみがうら市安食 
- 2 氏 名 木 川 智 恵 子
- 3 生年月日 